

第1 決算審査特別委員会（第2 日目）

H24.9.13（木）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 10：00

委 員 長

おはようございます。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席人数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

なお、答弁に当たっては、その都度所属、氏名を言ってから答弁するようにお願いいたします。

労働費、商工費

委 員 長

労働費、商工費を一括して説明を求めます。

五十嵐部長

（労働費、商工費について説明する。）

委 員 長

説明が終わりました。

清 水

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

それでは、まず労働費ですが、159ページ、右の備考欄で緊急雇用創出事業に要した経費の3事業の委託先事業所名、新規雇用の賃金総額と委託費に対する割合、終了後継続雇用は何人だったかについてお伺いします。

同じく備考欄で重点分野雇用創造事業については4事業ですが、同じことについて聞きます。

次、商工費で177ページ、伝習館の運営管理に要した経費で、まず23年度は山一工業への指定管理代行ということでしたが、利用者が大きく減っているということで、その管理代行負担金の効果を伺うという点でお聞きをしたいと思いますが、直営時代というところから平成19年とか20年度までのことだったと思うのですが、まず直営時代、それとグリーンハウス時代、山一工業の23年度で3社の運営でどのように数字が変わっているのかを伺いたいのですが、まず1点目は宿泊人数、2点目は伝習館の総収入というか総売り上げというか、事務概要に載っている数字で比較をお願いしたいと思います。

同じく伝習館ですが、これは23年度の予算のときだったと思うのですが、グリーンハウス時代では通年の雇用人数が13名だったものが山一さんになってから10名と、季節雇用が5名だったものが3名にということで、人件費を減らして指定管理の収支を赤字にしないという方式を山一さんはとられたわけですが、一方で当然営業力が若干でも低下すれば売り上げ減少につながるので、予算のときの懸案事項だったというように思うのです。どうやって売り上げをふやすのかということで、23年度は結果として雇用をふやして売り上げをふやすという方式をとられたのかどうかお伺いしたいと思います。

畜産試験場の跡地利用を図る経費は商工費でお伺いしてよろしいのでしょうか。

（何事か言う声あり）

清 水

これは商工費でお聞きをします。畜産試験場跡地事業の関係で23年度の成果はどのようなものだったのか。特に滝川アグリさんが何ヘクタールをどのように活用されたか。その際に当然その用地を有効に活用するためにいろんな作業場とか建物というか、トレーラーハウスだとか持ってきたりいろんなことされたのだらうというように思うのですが、どのような変化が跡地に起きているかということをお聞きすることと、もう一点は24年度に向けてほかの場所の活用に

どのような努力を、どのような事業を進められたかということをお聞きします。それと、通告していないことで1点あるのですが、173ページで中心市街地活性化対策事業で中活協の基金事業負担金2,000万円がありますが、これの滝川市のかかわり方についてお聞きをしたいのですが、まず23年度、2,000万円のうち幾らどのように使われたかということと、それに対する評価を滝川市がする立場なのかどうかちょっとわかりませんが、どのように滝川市がかかわられたのかということです。

以上、終わります。

委員長

質疑が終わりました。大きく5つになりますけれども、それへの答弁よろしくをお願いします。

今主任主事

私のほうから緊急雇用事業及び重点分野事業についてご説明いたします。

まず、緊急雇用事業の3事業につきましては、これは委託事業ではなくて、直接実施事業になります。事業を実施いたしました所管は、くらし支援課、防災危機対策室、介護福祉課であります。それぞれの総事業費に対する新規雇用者の賃金総額割合ですが、墓地総合整備事業は事業費に対しまして1名雇用し、人件費は約89万円で81.8パーセント、災害時要援護者の避難支援プラン作成支援事業は事業費に対しまして3名雇用し、人件費約286万円で66パーセント、地域支え合い高齢者健やか安心事業は事業費に対しまして3名雇用しまして、人件費約487万円で51パーセントとなっております。なお、事務概要において3事業で11名の雇用となっておりますが、臨時職員で半年雇用者がこのうち4名含まれておりますので、実雇用者は7名であります。7名の雇用者のうち2名は引き続き別業務において市の臨時職員として雇用されております。

引き続き重点分野事業についてご説明します。重点分野事業につきましては4事業ございますが、1事業、介護雇用プログラムにつきましては委託先が5事業所ありますので、1つずつ説明していきたいと思います。まず、地域医療及び福祉、教育分野へのレクリエーション療法導入事業でございますが、委託先は公益財団法人そらぶちキッズキャンプでございます。事業費に対しまして人件費は約1,200万円で人件費割合は85.7パーセント、3名雇用し、うち1名は継続雇用となっております。地域農産物魅力発信事業、委託先は滝川農業協同組合で、事業費に対しまして新規人件費は約160万円で50パーセント、介護雇用プログラム推進事業におきましては、先ほど説明しましたとおり委託先が5事業所となっております。まず、1事業所が株式会社北星、これは総事業費が約170万円に対しまして人件費が約145万円で85.8パーセント、有限会社やすらぎが事業費180万円に対しまして人件費が160万円で88.2パーセント、有限会社ケア・コラボレートK・Hは事業費が176万円に対しまして人件費が147万円で83.6パーセント、有限会社クリニックにおきまして事業費が約325万円に対し人件費が277万円で85.1パーセント、株式会社ニチイにおきまして事業費が約190万円に対し人件費が161万円で85.3パーセント。ここの介護雇用プログラムにつきましては6名の新規雇用者を雇用しましたが、引き続き全員これは雇用をしていただいております。最後、地域国際化推進事業ですが、これは委託先が社団法人滝川国際交流協会が事業費に対しまして人件費約900万円で人件費割合は70.3パーセントとなっております。重点分野につきましては、この4事業において9名が継続雇用で、緊急雇用と重点分野両方合わせまして全部で11名の継続雇用となっております。

以上です。

柳副主幹

1つ目のまずご質問についてですけれども、丸加高原伝習館の宿泊と丸加高原伝習館の総売り上げということで、丸加高原伝習館、平成2年にオープンいたしまして、平成18年までが直営時代ということになります。それから、19年、20年がグリーンハウス、ベルックスの共同での管理代行、それから21、22、23年と山一工業ということになってございます。

宿泊についてですけれども、オープン当初宿泊については6,000人を超えた時期もございましたけれども、その直営時代の一番最後、平成18年は4,004人の宿泊者でございました。19年、20年、グリーンハウス時代ですが、平成19年は3,363人、平成20年が3,379人、それから山一工業になりまして、平成21年、2,865人、平成22年、2,770人、平成23年、2,513人となっております。

伝習館の総売り上げですけれども、直営時代の最後、平成18年ですが、3,842万5,376円でございます。グリーンハウス時代に入りまして、平成19年、3,399万849円、平成20年、3,446万5,794円、それから山一工業になりまして平成21年、2,704万119円、平成22年、2,443万2,981円、平成23年、1,931万4,836円ということでございます。

それから、2つ目の山一工業での雇用人数ですけど、雇用人数については平成22年と同じ体制で運営していただいております。平成23年度におきましても、実際それぞれ山一工業のほうで訪問外交、あと電話等により営業活動を行ったりということも行っていますし、あと自主事業によって魅力化アップということでも取り組んできております。それがちょっと成果には結びついていませんが、22年と同様にそういう利用者増に向けては努力されてきたということで認識しております。

以上です。

阪本副主幹

畜産試験場の跡地の関係につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

22年度から商工観光課のほうから農政課のほうに所管がえがされておまして、現在農政課のほうでこの畜産試験場の跡地のほうは進めさせていただいているところでございます。内容につきましては、平成21年度策定した利用計画に基づきまして企業誘致を進めてまいったところでございまして、昨年ご存じのとおりセイコーマートの関連会社であります滝川アグリが選定をされたところでございます。昨年度は土壌改良などを行いまして、ことしからキャベツの生産、販売を行っているところと聞いているところでございます。今後、残りの用地につきましては現在積極的に誘致活動を進めておりますが、まだ具体的な企業名が出てくるころまでは至っておりません。また、具体的な話が出次第、改めてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

加地室長

中心市街地の活性化の基金についてということでご質問のあった件なのですが、昨年6月に補正予算で採択いただきまして、2,000万円という形で中心市街地活性化協議会のほうに基金ということで負担金2,000万円を支出している経過がございます。今現在その部分についての支出額につきましては80万円執行したところでございまして、残額としては1,920万円、2,000万円に対する部分についての支出していない分としては1,920万円がある状態でございます。

この基金につきましては、中心市街地活性化基本計画が来年の3月で満了する

ということで、その後の中心市街地におきます課題解決に向けた分野について協議を進めていきたいということでの強化を図りたいという意味合いで2,000万円の補正予算をお願いしたところでございます。そのうち強化の部分としましては、当然駅前にあります駅前再開発ビルの問題、そして栄町3—3地区の問題、あとベルロードにかかわりますアーケードの問題、この諸問題に対して次の方向性としてどういった形が望ましいかということの方向性も見出す上で検討を含める中心市街地活性化協議会の強化も含めた上で予算という形での計上をさせていただいたところであります。

市としてのかかわり合いということでありますが、協議会の構成員でも市の部分では参画をしております。細かな事業の組み立て、例えばアーケードの償還金に対します補助という部分では、大型空き店舗をメインとした組み立てであったり、3—3地区においては次の展開をどのように持っていったらいいのかということでのビジョン策定の部分についてのアドバイス、相談といった点での支援、そういった事務支援を商工会議所が中活協としての事務局になってございますので、連携を密にしながら対応を図ってきたという状況でございます。以上でございます。

清 水

労働費の2つの国100パーセントの雇用創出事業、それで雇用継続の人数はかなり割合としては高いということで効果は非常に高いのかなと思いますが、同じような考え方なのか、評価なのかをお伺いしたいと思います。

また、委託費に対する割合で66パーセント、51パーセント、50パーセントというものが散見をされたのですが、これも制度上の問題で講習を受けるとか、そういった人件費以外、人材育成部分における費用がほとんどだというように思いますが、その点も確認をしたいと思います。

それと、事業の効果として地域農産物魅力発信事業に関しては直売施設を核に地域住民への啓発、インターネットを活用した販路拡大、これを目指されたわけですが、成果についてお伺いをしたいと思います。

伝習館についてですが、グリーンハウスの時代、3,400万円前後の伝習館の総収入があったわけですが、これが最後1,900万円まで落ちるわけです。指定管理代行負担金そのものは、グリーンハウス時代より1,000万円、ちょっと記憶がはっきりしませんが、グリーンハウス時代よりは下がったというふうに記憶はしているのですが、23年度でいうと2,400万円ですね。グリーンハウス時代、幾らぐらだったのか、ちょっとそれも確認をしたいと思いますが、そんなに下げて、指定管理を受けて大丈夫なのかという議論も当時あったと思うのですが、下がった分売り上げも減るということであれば納得もできると思いますが、それよりもさらに下がっているのかなというふうに思います。今のご説明では、努力したが、成果に結びつかなかったと。入浴施設が壊れていたとか、そんなこともあり、直営に踏み切ったという経過もあるわけで、単純に指定管理者の努力不足と、営業不足というふうには私は考えておりませんが、ちょっと落ち込み過ぎなのではないかなというふうに思いますので、再度お伺いをしたいと思います。

以上です。

青木主査

平成23年度に実施しました各雇用交付金事業についてですけれども、今回トータルで21名中11人が継続雇用ということで、例年になく継続雇用の人数が実績として多くなった結果となっております。これらの雇用交付金の制度につきま

しては、短期の雇用、就業機会を創出、提供する事業ということで、国や道からもできる限り継続雇用になるような事業構築をお願いしたいということでこれまでも言われておりました。そういった中で、各事業を実施して今回継続雇用が多く結果として出たということで、効果はあったものだと思っております。もう一点、人件費以外の経費についてですけれども、これらの雇用交付金事業につきましては総事業費のうち新規雇用者に係る人件費が50パーセント以上であることというルールのもと実施してきておりますが、それぞれの事業で、例えば介護プログラム事業であればホームヘルパー2級の取得の講習費用がこの費用の中に含まれておりますし、あとそれぞれの事業で車両のリースですとかパソコンのリース等々、事業を実施するに当たって必要な経費をそれぞれ支出しております、実施しております。

以上です。

諏佐副主幹

地域農産物魅力発信事業の成果について回答させていただきます。

まず、インターネットによる通信販売の仕組みの構築ということで、農産物の通信販売のシステムの構築をいたしました。また、直売所マップの作成ということで5,000部作成し、市役所ですとか今回の受託先であります農協の菜の花館で配布していただいたと。それから、直売イベントということで、小規模ではありますが、年度内計4回開催をしております。また、雇用の面でいいますと、事業完了時点で1名の雇用が継続されております。こういった点が成果と言えるかと思えます。

以上です。

浦川課長

伝習館の売り上げの減少等についてですけれども、まず管理代行負担金下がったかというところの部分についてなのですが、山一工業さんにかかわってから2年目だったと思いますけれども、専用水道の管理費を含めて管理代行をお願いしていたのですが、専用水道部分は市でやっていくほうが適切だということから、その部分は削減した経過はありますけれども、それ以外の運営自体については変えておりません。売り上げが下がったということが努力不足なのか、それだけではないのではないかという部分ですけれども、昨年1年間いろいろ指定管理者とも協議させていただきましたが、やっぱり利用者の声等も間接的に聞きしていますけれども、施設設備の老朽化でお風呂が水の流れがすごく悪くて利用者の方に不便をかけていて、それがなかなか市のほうとしても対応できなかったことですとか、真冬の宿泊客に対してなのですけれども、暖房設備の機器が非常に悪くて、別途指定管理者の負担で電気ストーブを部屋に持ち込んで何とか一晩しのいでもらったことですとか、さらには年明けてから、ことしの1月、2月、3月ですけれども、暖房設備の中に温水が走っているのですけれども、管が破れてしまって施設の一部が水浸しになるというようなこともあって、本当に施設が老朽化してしまっていて、それに市としても予算をあらかじめ用意していないことから緊急に対応することができないことが多くて、そういったことでご迷惑をおかけしたというふうに考えております。それから、昨年いろいろ営業努力でイベント等を打っていただいたのですけれども、昨年例えばゴールデンウィークとか寒かったり雨が降ったりして、ユニークなイベントもやっていただいたのですが、やはりちょっと集客には結びつかなかったということもあって売り上げが落ち込んでいるというふうに考えています。

以上です。

清 水

畜産試験場跡地の関係でちょっと聞きたいことがあったのですが、よろしいでしょうか。

委員 長

はい。

清 水

滝川アグリさんがキャベツをことしからやられるような、準備として土壌改良をしたということですが、広さと生産量、それとどの程度まで拡大をされる計画だったのかということをお伺いしたいと思います。

それと、伝習館についてなのですが、確かにそれだけ施設がトラブるということであれば、当然売り上げに響くのはわかるのですが、市の施設として余にもいいかげんなことでお客さんからお金をもらっていたのだなと、今さらながらに思うわけです。別の電気暖房器具を持ち込んで夜を過ごすだとか、そんなのはお金払ってやるような施設のあるべき姿からほど遠い状態だし、風呂のお湯が冷たいなんていうのは、それだけでお客さんにお金を返さなければならぬような状態だと。そういう状態で指定管理を続行していたということについて、市としての責任をどう感じるのかということが1点目。

もう一点は、そういうこともありながら指定管理を行ったわけだから、グリーンハウス時代の指定管理と同等の2,400万円ぐらいを滝川市は払っているわけです。ところが、売り上げは1,600万円ぐらい下がっているわけですね。こういう指定管理代行先の事業者に対する評価というのは、私は非常に難しいものがあるなというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

阪本副主幹

面積につきましては、5ヘクタールということで今現在進めているところでございます。そして、キャベツの収量等につきましては、ちょっとうちのほうで把握はしていないところでございます。状況がよければ順次面積を拡大していくということで、道庁並びにセイコーマートの関連企業であります滝川アグリの方から聞いているところでございます。

以上でございます。

浦川課長

伝習館のあり方として、そういう状況で続けていたことに対して市としてどういうふうに責任を考えるかという点なのですけれども、そういったことを23年度中に指定管理者とも協議して今後のことを踏まえて今年度から直営にするとともに施設の一部をお休みさせていただくということを行っております。代行負担金が変わらない中で売り上げが大きく落ちたということに対する指定管理者の評価につきましては、平成19年度に指定管理者制度を丸加高原健康の郷に導入しましたけれども、選定のあり方が市役所の内部の中では公民館的な貸し館的な施設と営業が必要である伝習館ですとか、そういった施設についてはちょっと大きく2つに分けて物事を捉えていたのですけれども、指定管理者を選定する方法が貸し館的なものに基づいた制度設計といいますか、仕様書の作成、そういったところが不十分ではなかったかなと反省しているところもあります。民間のよさを引き出そうとするのが指定管理者制度ですけれども、そういったインセンティブですとか効率的な運営をできるような条例のあり方ではなかったのではないかと、結果論ですけれども、そういったことを今伝習館の担当セクションとしては考えております。

今後、今施設のあり方を見直ししているのですけれども、公の施設として条例でつくって直営するか、どなたかに指定管理していただくかということになるのですけれども、その公の施設の範囲が今のままでいいのか、あるいは今実験的に施設の一部を民間に貸与して運営していますけれども、そういった方策で、

線引きがどこでできるかわかりませんが、一定部分を普通財産に落として民間にやってもらうということができないのだろうかということもあわせて考えているところで、もう9月ですから、そう遠くない時期にあり方を市民の皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

委員長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

木下

173ページの中心市街地活性化対策事業に要した経費の中で街なか地域文化交流広場事業補助金、金額は大きいです。884万8,800円、これは補助金の調べでは特定非営利活動法人空知文化工房に補助をしていますけれども、内訳をわかったら教えてほしいのです。

加地室長

今木下委員のほうからありました街なか地域文化交流広場事業ということでの補助金の内訳ということなのですが、スマイルビルの地下1階で行われております「く・る・る」という施設がございますが、その部分について空知文化工房さんのほうで運営をしていただいております。その運営費に対しましての補助ということになりますが、中身としましては空知文化工房がスマイルビル側の大家さんに払う賃借料、そのほか委託料、あと光熱水費、こういったものを私どもとしましては補助対象経費として見込んで、金額のほうを補助金として支出をしているという内容になります。

以上です。

木下

スマイルビルの「く・る・る」、その中で今加地室長さんから言われた委託料とか光熱水費、それから運営費、その金額の内訳なんか教えてもらえますか。

加地室長

大体の金額でよろしいですか。賃借料として690万円、委託料として69万円、光熱水費として130万円程度という形でお答えのほうをさせていただきたいと思います。

委員長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

大谷

174ページです。花観光なのですけども、総括表の成果のほうの14ページにもあるのです。私も何回も行っていきますので、菜の花とかコスモス、PRもいろいろしていますので、そういった花観光をしているのですけれども、コスモスの植栽、地元の人たちの力もかりながらやっているのですけれども、あれを見てわざわざ花観光に滝川に行こうかなという感動を与えるような状況にないと思うのです、花観光と言っている割には。そういうことをどう押さえているのか。私は、もし花観光に力を入れるようなことであれば、もっともっとみんなに感動を与えるような取り組みにさせていただいたほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺どのように考えられているのかというのが1点。

それから、白鵬プロジェクトなのですが、いよいよことし3年目で終わるということで、1年目にはどういった支出になっているのか聞いたように思うのですが、行事についてはこの概要106ページのほうに書かれておりますが、費用がどのように使われているのかと。3年終えてその後のことの参考にもしたいと思いますので、質問いたします。

浦川課長

花観光について、特にコスモス畑についてですけども、例年コスモスフェアを丸加高原応援団の皆さん等と開催させていただいていますが、ここ数年はその時期にはコスモスがちゃんと咲かないようなことが続いています。それで、

応援団の中でも議論させていただいているのですが、昨年のコスモスフェアの中でも、観光バスとかを含めてたくさんの方が丸加に訪れて、ほとんどの人ががっかりして帰っていったということ、私たちも目の当たりにして見ていました、これは何とかしたいということで皆さんと相談させていただきました。それで、ことしについては一部もうだめになっているところがあるのですが、ちゃんと咲かせるために花をかえてみてはどうかと、試験的な取り組みもしています。そういったことで、まずはやっぱりコスモスをきちんと咲かせるということを主眼に置いた取り組みをしていきたいと思います。ことしは、他でかえてやったのですが、気温が高過ぎたせいなのか、それとも丸加のあそこの土地に種が合わないせいなのかわからないのですが、本当にみつともない状況になっています。むしろ昔、今まで植えていたほうが育成が大分よくて、ことしはそっちのほうがきれいに咲くのではないかなと思っております。丸加高原の、あそこでコスモスを管理されている方にちょっといろいろお話聞いているのですが、土壌のせいと土地の関係、気温のせいなどで、あそこに合う種、合わない種というのがあるということと、それからあそこに合う種を咲かせるにはやはり雪が降るぎりぎりまでの1カ月間が適期なのではないかというような状況でありまして、来年以降に向けてコスモス畑のあり方についてもう少し策を練りたいというふうに考えています。

それから平成23年度横綱白鵬関プロジェクトの決算なのですが、滝川市から580万円の補助金をいただいておりますけれども、全体の決算額としては698万2,814円となりまして、科目でいきますと、報償費で210万7,230円、それから横綱一行あるいは職員が連絡なり観光キャンペーンで使う旅費として96万3,700円、それからイベントやポスターあるいはパーティー等のチラシ、チケットの印刷代が90万2,738円、それ以外に昨年は秋に市民歓迎パーティーを市内のホテルで開催させていただきまして、121万7,950円を会場等に係る経費として支出しております。これは、事業別に捉えたときに、6月の田植えのときに来ていただいて行った事業では、合計が166万9,000円かかっております。10月につきましては、市民パーティーのチケット収入を含めて、支出決算額として347万6,699円、それから2月に横浜のほうで滝川フェアを開催したほか、相撲の教習所のほうで贈呈式を行いました。それに係る職員の旅費等で29万2,480円、それ以外にポスター等の作成、グッズの作成等で145万4,589円というふうになっています。以上です。

大 谷

コスモスなのですが、なかなかこのフェアにちょうど咲く花、時期をとというのは難しい場合もあるのですが、コスモスを植えたらかわかんと思いますが、6月から10月ぐらいまで順次ずっと咲くのです。ですから、どこに合うかということも大事なのですが、やはり常時コスモスがあるというくらいの植え方をまず考えること。それから、土地改良、ただ少しの予算の肥料と種をまくということでは、だんだんその土地が傷んできて、いいコスモスが咲かなくなるというのは当然だと思うのです。ですから、そういったことも種を選定するだけでなく、みんな合わせた中でやっぱり滝川は菜の花、コスモス、花観光でいこうということですから、そこにもう少し予算をかけていけるような取り組みを、決算ですから今言うのは変かもしれませんが、そういうことも含めて反省が生かせるようなことでこれから検討していただきたいなと思いま

す。

白鵬については、できれば続けていきたいなという思いはあるのです。せっかく滝川という白鵬と菜の花のポスターがすごくマッチングしていて、やっと滝川、白鵬というのが皆さんに周知されるようになってきたかなと。菜の花の観光キャンペーンの放映等も見て、皆さんもそういうことで滝川にたくさん観光に来る方がふえたのだと思うのですけれども、これだけの費用がかかるということでは、今後何かあり方を検討しないと難しいのかなと思うのですけれども、この辺をどういうふうに、去年の反省として今後どのように生かしているかという考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

浦川課長

コスモスについてですけれども、予算の許す範囲内で何とかやりくりしてやっています、土壌改良も肥料を多少与えるぐらいで根本的なものはできていないのですけれども、そういった中で努力したいと考えています。6月から10月はずっと咲いている、町場のほうは確かに咲いていまして、山に行くと、あそこに行くとなぜか咲いていない。それは本当に私たちも不思議で仕方ないので、何とか早く咲くようなこともできればなと思っております。

横綱の事業につきましては、ことしが最終年次ということで、このあと残り半年の間で来年度以降のことについて横綱側と調整させていただくことで進めております。この後、10月に滝川に来る事業もありますので、そういった中で横綱の意向も確認しながら、今までどおりの活動ですとお金がかかってしましまして、そこはお金のかからない方法で何年に1回かというタイミングになるかもしれませんが、そういったことでつながりが持てないかどうか横綱のほうに確認していきたいと思っております。

以上です。

大 谷

白鵬については一般質問でもしていますので、またそちらのほうにしたいと思いますが、コスモスは私が言っているのは、今の予算の中ではこれしかやれないだろうということを見通して言うておりますので、そういった反省が生かされるような決算でありたいなと思うので言うております。

以上です。

委 員 長
井 上

ほかに質疑ございますか。

175ページに関連するのですが、まず商工業振興費の地域産業振興事業に要した経費、その旅費29万6,000円、これの内訳と考え方。

それと、その下、産業連携に要した経費、工場立地等助成金、この成果についてどういうふうに評価しているか。私は、この金額が高いとか安いとかそういうことを聞いているのではないのです。やっぱりこういうものを通じてどうやって滝川のまちづくりに成果があったのかということを聞いているのだけれども、もう一つは先ほど清水委員から花・野菜技術センター、畜産試験場跡地のことが聞かれたのですが、ちょっと経過があるので、農政のほうに行ったということなのですが、きょうは吉井副市長、鈴木副市長もそろって出ているので私質問するのですが、実はご承知のとおり平成21年にこの跡地、約825町歩あるのです。滝川分で725町歩、これの滝川にある道有地の普通財産をいかに滝川のために利用するかということが大きな課題になって議会でもんだのです。21年のときに三菱総研が母体になって事業計画が立てられ、約760万円払ったのです。そして、22年になってそれを実現するために約1,400万円の金を使っているのです。滝川の一大プロジェクトにしようということで田村市政のときにこれが始

まったのです。それが始まって先ほどの阪本君が担当になったのですが、いわゆる一大プロジェクト、前田市政になってから滝川市を世界に誇れる田園都市にするという一大キャッチフレーズを出したら、それが総合計画の中に入ってきたのですが、私は今聞きたいのは、この21年、22年というふうになってきて、23年に来たわけなのだけれども、先ほどの答弁ではセイコーマートの関連会社のアグリが5町歩借りたという、そのところもちょっと正確に後から教えていただきたい。

そういう中で、非常に壮大な計画を立てた、その考え方を本当に引き継いだのかと、商工から農政に。今鈴木副市長も一生懸命になって飛んで歩いているけれども、ここに関する企業の誘致とか、そういうことに対する考え方をどういうふうに行行政を引き継いでいっているのかということを知りたいのです。特に23年、鈴木副市長はまだことしなっただけだけれども、吉井副市長、今6次産業だとかいろいろなことが言われてきて、鈴木副市長もオーガニックの関係だとか食料関係で非常にそういう経歴を見ているから、そういう中で企業立地の考え方とか、そういう可能性とか、この事業に対するこれに持っていく可能性とかそういうことも含めてどのように見るかということなのです。非常に滝川市にとっては、リスクもあるけれども、大きな課題なのです。その辺も含めて23年度どういうふうを考えているか。道との考え方も、道は農政部と総務部の考え方いろいろ私も聞いています。だけれども、それをどういうふうに捉えて道との関連をやっていくのかということを含めて、ちょっとこの際基本的なことだから認識を聞いておきたい。鈴木副市長、それから吉井副市長、いわゆる行政の継続性も含めてお願いしたい。

吉井副市長

最初に私のほうからまずご答弁させてもらいたいと思いますことは、この畜試の跡地の活用については、その熱意、熱さというのは全く衰えておりませんということは断言させていただきたいと思います。さらに、今年度戦略的に、鈴木副市長さんも来ていただきましたし、機動的に今動いているところでもありますし、具体的な取り組みの中で成果を出していきたいと、そういう思いは全く変わっておりませんし、さらに熱くなっているというふうに断言させていただきたいと思います。

諏佐副主幹

これに関する23年の動き、24年の動きについては所管のほうからお答えします。前段のご質問にありました地域産業振興事業に要した経費のうちの旅費の部分でございますが、東京滝川会も所管しているものですから、そちらの総会、役員会への行動旅費ですとか産業振興に係る情報収集ということで、各種支援制度の説明会ですとかセミナー等が札幌周辺で開催されることがございます。そういった際の行動旅費が地域産業振興事業に要した経費の旅費になります。もう一方、産業連携のほうの旅費の部分でさまざま企業誘致活動で企業訪問を実施させていただいております。

また、工場立地等助成金の関係につきましては、流通団地で食料品製造業を営営されておりますクレストジャパンさんの設備投資に対する助成と、あわせて雇用に対する助成ということでの支出でございます。

以上です。

鈴木副市長

畜試跡の事業誘致につきまして、私も着任以来、農政部の皆さんと動いております。まず、この三菱総研を使いまして、概略をつくりました計画につきまして道のほうも尊重して協力してくれると、こういう立場をとっていただいております。

ります。今具体的に誘致企業が出てきたというところではありませんけれども、私本州ですと農業も一部かいま見ておりますけれども、個人的な意見でございますけれども、畜試跡はやはり畜産に極めてチャンスがあるのではないかと
いうふうに考えております。といいますのは、本州においては畜産を改めて起
こそうと思った場合、大変民家に近い土地しかないのです。畜産につきまして
は比較的においの問題とかそういうことから民家との関係をととても気を使いま
す。特に関東平野なんかにおいては非常に皆さん注意してやられているという
ことで、そういう点ではこういう非常に広い土地で周りに、近隣のところに多
くの民家を有さないという点では、本州と比較した場合に魅力ある場所ではな
いかと私は個人的に考えております。また、畜産にチャンスがあれば、これは
滝川の農業全体の多様化というところにもつながるというふうに考えて、引き
続き努力をしたいと思っております。

井 上

旅費で聞いたのは、企業立地でもいろいろとやる場合に相当なお金がかかるの
です。だから、これから何事か起こすという、あるいは立地するといったとき
に金がかかるということを前提にやらなかったら僕はできないと思うのです。
だから、これで本当にできるのかなと思っていたのですが、もう一つ商工会議
所と関係している部分でいわゆる民間も含めた形でいろいろな陳情要請など
の旅費の関係で、それも含めて利用されているのかどうか、わかっていたら答
えてほしいのだけれども、商工会議所がつくっているもので滝川市とも関連の
あるものがあると思うのだが、教えてください。

諏佐副主幹

ただいま商工会議所と連携してというのは、恐らく産業活性化協議会のことだ
ろうと思います。一般会計の旅費以外にもそうした協議会で商工会議所ですと
か商工会、農協、あと観光協会、北門信用金庫ということで、各団体と連携し
ながら情報収集なり、そうした誘致活動にも取り組んでおります。
企業誘致関係の旅費ということで申し上げますと、67万9,650円ということにな
ります。

以上です。

居林部次長

井上委員さんのほうから企業立地、非常にお金がかかるということで、これは
決算というよりもことしの新年度予算の中で鈴木副市長に就任をいただいたこ
ともあり、企業立地あるいは地域経済の活性化については、旅費について、ほ
かも含めてですけれども、かなりの額の予算をつけていただいて、そして実際
行動しているということをちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。
以上です。

井 上

今答弁があったからよかったのですが、とにかく必要なところにお金をつける
ということが滝川の町を活性化させるということなので、そういう観点で願
いしたい。

以上。

委 員 長
山 本

ほかに質疑ございませんか。

1点だけ、丸加高原の関係で丸加高原応援団補助金と、それと今丸加高原の関
係で再生協議会なるものが立ち上がっているかと思っておりますけれども、この団体
との関連、そして今後の流れ等に何かわかるものがありましたらお答えできる
範囲でお答えをしていただきたいと思います。資料までくれとは言いませんけれども、そ
の流れだけ教えていただきたいと思います。答えられる範囲でお願いします。

澤田主査

私のほうから丸加高原応援団に関する部分の回答をさせていただきます。

まず、丸加高原応援団のほうには55万円の交付金ということで補助金が入っております。主な事業としましては、昨年まで行われていましたコスモスフェアに対して41万円、それからそれ以外については花もしくはコスモスの植栽ということで費用を使わせていただいております。それで、今後の大まかな動きとしては、花観光ということもございますので、先ほど質問にあったコスモスのいろいろな今後の検討、それから夏の期間になかなか花等がないということもございますので、応援団の皆さんと知恵を出しながら丸加高原の環境整備に向けて取り組んでいきたいということで検討させていただきたいと思います。以上です。

浦川課長

再生協議会との関連等についてなのですが、再生協議会は市から経済部として直接的な補助はしておりません。あくまでも一つの民間の任意の団体というふうな位置づけでおりますが、事業の中身としては丸加高原応援団の方も再生協議会に加盟していたり、そんな中で丸加高原応援団と行政あるいは再生協議会と行政、そこら辺の垣根のないまま丸加高原の周辺の環境整備を合同で共同によって行っていたりもしております。再生協議会につきましては、市民税1パーセント事業をことし申請したということを伺っておりまして、今後市民によるワークショップ等を通じてというふうに聞いておりますけれども、丸加高原の再生に向けたグラウンドデザインとみずから再生協議会の皆さんが行うことについての事業計画を策定していつ、それを実現していきたいということを今後着手していくというふうに伺っております。

委員長

答弁が終わりました。

山口

ほかに質疑ございませんか。

2点お願いします。

173ページの負担金補助及び交付金のところの説明で街なか住宅補助の申請なしということだったので、要因はどういうふうに押さえていますか。それと、白鵬プロジェクトのそもそもの紹介者であるアドバイザーの出村さんは、任期等もあると思うのですが、いつまで契約があるのか。それと、どれぐらい報酬を払っていますか。

加地室長

街なか共同住宅の建設事業についての執行残ということで840万円ほど出しているところですが、この制度につきましては平成18年から街なかでの共同住宅の建設に対して一定割合について補助を行って街なかへの居住人口をふやそうという中心市街地活性化基本計画による指標に基づいて制度と組み立てをしているところでございます。制度の途中で地域住宅交付金ということで、国からの交付金を財源として見ることができたことになったことに伴いまして、対象となる床面積、単身向けでいきますと今まで25平米だったものが42平米、あと世帯向けについては58.2平米ということで、かなり床面積が大きなものでないと対象にできないと。この基準につきましては北海道の誘導居住水準ということで、その北海道の計画に基づいた交付金をいただいている経過から、滝川市においてもその面積を踏襲しないといけないというようなことから、今現在建設計画の中で各種相談がありますが、その部分までの大きさの伴わないもののがかなり相談として上げられてきている経過と、市内業者を対象にしておりますので、市外業者での建設が相当数あるということで、建ってはいないのですが、この事業の対象には該当してきていないというような状況になっているということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

(「建ってはいる」と言う声あり)

加地室長

失礼しました。建ってはいるけれどもという部分でいきますと、対象外の物件は建設はされてはいるのですけれども、この制度の対象には至っていないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

浦川課長

地域振興アドバイザー、出村さんの関係なのですけれども、決算としましては決算書の174ページ、175ページ、観光費のイベント・コンベンション振興に要した経費の中でその他諸費になりますけれども、この中で節でいうと報償費120万円をお支払いしています。内訳としましては、毎月旅費相当として5万円と謝礼相当として5万円、源泉徴収がつきますけれども、毎月10万円をお支払いしております。出村アドバイザーとの契約なのですけれども、これは毎年決裁をとって1年ずつ更新しておりまして、今年度で観光関係のアドバイザーとしてお願いしていることが1つ段落がつくのかなというふうな思いもしておりまして、来年度以降については少なくとも今までのようなことではない形になるのではないかなというふうに思っています。当面3月までということ考えています。

山 口

出村さんの百何十万円ということなのですけれども、いろんな講師をやってもらったりしているのですけれども、そういうものに関するものも含んで、謝礼も含んで今の金額ですか。

浦川課長

滝川市から本当に謝礼として報償費としてお支払いしているのは年間120万円で、例えば横綱の関連した事業での打ち合わせ調整、こちらに来て昨年は観光塾を開催しています。そういった経費も含めて、全てその中で対応していただいております。

委 員 長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で労働費、商工費の質疑を終結いたします。

この後日程は農林業費ということになりますので、所管の準備ができるまで暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 17

再 開 11 : 30

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

農林業費

委 員 長

農林業費の説明を求めます。農政部長。

若山部長

(農林業費について説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水

169ページ、滝川ふれ愛の里運営管理に要した経費で何点かお伺いします。

まず、貸付金3,580万円ですが、ここ数年金額が減っていないと。貸付金が減らなければ三セク負債への市の責任問題になるのではないかと考えますが、仮にこのまま返済されずに会社清算になると、市の金融機関への返済義務だけが生

ずると。返済金の完済見込みと当初の契約、約束との関係についてお伺いをいたします。この10年間の貸付金の推移についてもお伺いをいたします。

2点目は、管理代行負担金、21年度が1,074万1,000円、22年度が1,424万5,900円、23年度は1,462万6,000円と増額をされておりますが、これについても15年の指定管理開始からの推移ということで、毎年ということは必要ありませんが、当初あるいは中間、21年度以降は私が言いましたので、それは要りませんが、をお伺いします。

次は3点目ですが、管理代行負担金は23年度増額したわけですね。それで、23年度のグリーنز決算は約500万円の黒字というふうに出ておりますが、これがほとんどそのまま決算に結びついたのかなというふうに考えますが、お考えを伺います。

次、事務概要121ページでお伺いをいたしますが、ふれ愛の里の利用状況について伺います。21年度との比較で私見たところ、入浴者数は微増と、コテージ利用は微減、レストランは大幅に減っていて1万8,628人から1万3,893人へと大幅減ということですが、21年度との比較で全体売上額はどうかと。定期券利用者数の比較はどうかと。また、入浴者数の過去最大はいつ、何人だったのかということをお伺いします。

そば打ち体験やパンづくり体験が年間それぞれ100組程度で、3日に1組ぐらいということですが、施設は非常に立派な施設ですから、もっと活用されているのかなというふうに思うのですが、活用に対する努力というか、それがちょっと不足しているのではないかとということをお伺いをしたいと思います。

パークゴルフ場については、まず指定管理代行負担金のうち、ここの部分は幾らぐらいを占めるのかということをお伺いします。

2点目は、パークゴルフ場利用者のうち、市外から送迎バスあるいは車、もちろん公共交通機関もありますが、これが入浴レストラン等の売り上げに結実した人数はどの程度と押さえられているか。また、事務概要でもパークゴルフ場利用者が何人ということが把握されていないわけです。しかし、市の施設ですから、利用者が何人というのは当然把握してしかるべきと考えますが、なぜ利用者を把握しないのか。

次は露天風呂についてですが、一部冬期間使用中止にしましたが、これによる経費節減効果と売り上げへの影響について伺います。

最後に、国保の健康教室、湯ったりサロンの利用者は2,891人とされておりますが、そのほか敬老や障がい者などいろんな割引を設けて利用者数増を他の会計の支援も含めてされていると思いますが、こういった割引利用者についてお伺いをいたします。

それと、ちょっと通告をしていないのですが、道の駅の指定管理は管理代行負担金がゼロだということもあって決算書に反映されて、備考欄には反映されていないのだというように思うのですが、いろんな形で経費は発生しているのだろうと思います。特にあそこの管理組合は、いわゆる設備維持管理等のノウハウはないというか、いわゆる山一さんとかフジファシリティーだとかという会社とは違って、かなり市が応援しているのかなというふうに思いますので、特に設備、備品の管理について市がどのようにかかわっているかということについてお伺いします。

以上です。

委 員 長

今清水委員の質疑ありましたけれども、最終的にまとめて午後から一括でやりたいと思いますので、この辺で昼食休憩にいたしたいと思いますので、再開は午後1時からということで休憩といたします。

休 憩 11:45

再 開 13:00

委 員 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いします。

阪本副主幹

それでは、清水委員のグリーンズに対する質問につきまして答弁させていただきます。

まず1点目、グリーンズへの貸付金3,580万円につきましてでございます。グリーンズの貸付金につきましては、平成12年度に1億5,000万円あり、平成18年度には6,000万円、平成19年度に3,800万円、平成20年度には3,600万円、平成21年度から現在までの3,580万円になっているところでございます。貸し付け当初は返済の額等は聞いていないというところでございますが、今後新たな貸付金の増額は基本的に考えていないところでございます。

続きまして、グリーンズへの管理代行負担金、平成21年度1,074万1,000円ということで、平成15年からの指定管理開始から毎年の推移ということでございます。平成15年からではなくて、ふれ愛の里につきましては平成19年度からの指定管理となっておりますので、平成19年から管理代行負担金についてご報告をさせていただきたいと思います。平成19年度につきましては921万5,000円、平成20年度につきましては914万2,000円、平成21年度につきましては1,074万1,000円、平成22年度につきましては清水委員さんからいただいた資料につきまして1,124万5,900円になっているのですけれども、22年度につきましては1,347万1,000円となっております。平成23年が1,462万6,000円です。

続きまして、3点目でございます。食と健康の養生館の管理代行負担金の関係で増加をしていると。388万5,000円が増加、22年度補正で予算から増加されたと。グリーンズの決算との関係についてのところでございます。予算の増加につきましては、議会の承認を得て執行させていただいたところでございます。

しかし、実際平成21年度より平成23年度の管理代行負担金が388万5,000円増加しているところでございます。しかし、平成23年度のグリーンズの営業努力もありまして、会社の経営はそれ以上に改善されてきたところでもございます。

続きまして、事務概要の121ページのふれ愛の里の利用状況の関係でございます。

レストランの売り上げと定期券の数量、比較についてということでございます。

ご指摘のとおり、レストランにつきましては平成21年から徐々に下がってきているところでございます。そして、定期券の売り上げにつきまして、うちのほうで手元に資料がなかったものですから、後ほど調べさせていただきまして、ご報告させていただきたいところなのですけれども、ご指摘のとおり毎年下がってきているところでございます。ただし、グリーンズの経営状況が改善されてきているところでございますし、レストラン含めて今後においてもサービスの改善や営業活動の強化を図るとともに周辺施設の連携や観光協会など関連団体との協力いただきながら集客に努めてまいりたいと考えております。なお、入場者数、最高利用者年数は平成11年度の31万8,015人でございます。

続きまして、そば打ち体験とパンづくり体験の関係でございます。そば打ち体験、パンづくり体験についても、ご指摘のとおり近年徐々に減少しているところ

ろでございます。利用促進のために市観光セクションや観光協会と協議しながら札幌や旭川の学校の体験学習、陶芸を含め体験学習などの受け入れを積極的に行っているところでございます。結果的に減少しているところでございますが、今後についても関係団体と協力し、せっかくの施設でございますので、有効利用と集客を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、パークゴルフ場についてでございます。パークゴルフ場の管理負担金の積算金額は110万円程度となっているところでございます。パークゴルフのバス送迎について把握している分につきましては、平成23年度実績で宴会を兼ねた団体1件17名しか把握をしていないところでございます。ただし、その他にパークゴルフをした後入浴するとか宴会をする方もパークゴルフを利用しているということを一部聞いているところでございます。具体的な数値は、今お話ししたとおりにつかないところでございます。また、利用状況を把握していないということでございましたが、パークゴルフ場につきましては夜明けから日暮れまで自由に出入りできて、また無料ということもありまして、それに費用をかけて利用者を把握することは行っていないところでございます。続きまして、露天風呂についてでございます。露天風呂を一部中止することの効果についてでございますが、グリーنزの積算で電気料が約36万円ほど削減ができたところでございますし、これにより売り上げの影響はなかったと考えているところでございます。

最後に、国保の健康教室、湯ったりサロンの利用者状況でございますが、湯ったりサロンの利用者状況については2,880人と聞いており、料金は400円となっております。そのほかに平成23年12月に障がい者月間を行い195名の利用があったところでございますし、料金はそのときは1人500円でございます。それ以上はこちらのほうで把握していないところでございます。

年間券の利用者の関係がちょっとありましたので、ご報告させていただきます。平成18年からでもよろしいでしょうか、過去5年間ぐらいで。平成18年8万2,720人だったところが平成19年9万7,000人、平成20年度9万4,000人、平成21年で9万5,000人、平成22年で9万7,000人と若干横ばいもありますけれども、平成18年度から比べると伸びているところでございます。

以上でございます。

山本主査

道の駅たきかわに係ります施設及び備品等の修繕に関しましてご回答申し上げます。

施設本体に係ります修繕及び市が当初より設置しております設備、備品等に高額な費用を要する修繕が発生した場合には、市で対応することを基本としているところでございますが、全て1件ごとに管理組合と協議をして決定の上、進めているところでございます。23年度におきまして市のほうで実施しました修繕といたしましては2件ございまして、1点目が地下に雑排水がたまる構造となつてございまして、これをくみ上げるための水中ポンプを設置しているところでございますが、これが取りかえ工事を要する状態になったということで7万5,600円、それとレストランの入れかえに伴いまして、レストランに設置しております業務用食器洗浄機の整備、こちらに11万7,390円、合計19万2,990円の修繕料がかかったところでございますが、こちらは農業の振興に要した経費の修繕料の中で支出をしているところでございます。

以上です。

若山部長

先ほど阪本副主幹のほうから障がい者月間の関係で195名で500円いただいているということでございますけれども、これは入る方はただ、ゼロで、それで福祉課の事業でございまして、後で福祉課のほうから1人頭500円ということで入るということでございます。

以上です。

清 水

貸付金については、特に取り決めはないという答弁に聞こえたのですけれども、四、五年前までは毎年500万円ということで議会答弁されていたはずなのです。2つあって、運営資金の貸し付け500万円、それと什器、備品関係がたしか毎年50万円だったかな、何かそういうことで約束をして返してきたということからいうと、それが滞っているというのはなぜなのかと。それについて、どういう市とグリーンズの間で話し合いがされているのか。市は、全く約束していないということであればあるとき払いということで、500万円ずつ返したってまだ7年もかかるわけで、仮にこうやってたまに50万円とか返してもらえようだったら、ほとんど貸し付けっ放しみたいなことにもなりかねないので、お伺いしたいと思います。

それと、決算との関係なのだけれども、何か営業努力があって決算黒字で、何か評価している答弁でしたが、要するに市に対する返済をしていないから黒字になっているわけでしょう。これ返済を500万円したら、ほぼプラ・マイ・ゼロです。だから、ちゃんとそこを、返済金というのをもう少し重視して第三セクターに対する貸し付けというのをちゃんと考えないとまずいのかなと。姿勢としてちょっと問題ありというふうに思いましたが、お考えを伺いたいと思います。

パークゴルフ場については、やっぱり今の答弁というのはおかしいと思うのです。無料だから把握しないって。お客さんは無料です。市は110万円払って管理してもらっているわけではないですか。110万円かけて運営している施設に何人利用があるのかということ把握するのは当たり前のことで、それを把握しないのも当たり前みたいな、そういう答弁に聞こえたので、これはやっぱり把握しないとだめでないかと思います。朝暗いうちから夜暗いうちまでやっているから把握できないとか、そんな理由にならないのです。把握する方法はいろいろあるわけで、もう一度お考えを伺いたいと思います。

それと、露天風呂についても電気代36万円減って売り上げには影響ないと考えていますと、それも本当に気のない答弁だと思う。この近辺であれだけ大きい露天風呂はないのです。だから、影響がないわけではないのです。残念だけれども、行っているということで、もうちょっと気のある答弁してほしいなと思います。

それと、道の駅については、こういう事例で伺いたいものだけれども、暖房設備とか、法定点検ではないにしても、安全のために定期的に点検しますよね。こういった費用は当然指定管理代行の中で見ているわけですが、その点検不足で仮にトラブルがあったとした場合、どちらの責任になるという契約になっているのでしょうか。

多田参事

私のほうから貸付金の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。貸付金につきましては、清水委員さんが言われるように2本ございまして、平成9年から開始しておりまして、備品が1億円を毎年1,000万円ずつ返済をして、平成18年で1,000万円のほうは終わってございます。もう一つ、運転資金という

のがございまして、運転資金が平成9年には5,000万円ということで、それ以後平成11年には4,500万円まで減らしてきてございますけれども、12年には逆に5,500万円、13年には6,000万円という形でふえた時期もございます。今現在は、それを3,580万円まで減らしてきているところであります。この貸付金の返済の計画につきましては、グリーンズが建てた第2次経営改善計画、これは市のほうも一緒になって改善計画の中で協議をしております、この改善計画の中で貸付金を順次引き下げていくという努力をしていくということで計画を立てておりますし、行政のほうとしてもそれを承認してきているところであります。ご存じのとおり、貸付金を順次減らしていくべくグリーンズも努力するし、行政のほうとしてもそういう形で指導をしてきているところであります。露天風呂の関係でございしますが、売り上げに影響がないかということでありますけれども、売り上げに影響がないように事前に周知を図り、冬期間に限った中での営業ということであります。ふれ愛の里につきましては、露天風呂は木風呂と岩風呂がございします。そういった中で、木風呂のほうで何とか満足していただけるようにお客様のご理解をいただいてご利用いただいているというところであります。そういった面で売り上げには影響がないように進めてきているところであります。

以上です。

山本主査

道の駅たきかわの再質問でございしますが、通常メンテナンス等に係る部分に関しましては、管理組合のほうで負担をしているところでございます。また、協定書の中におきまして第三者に及ぼした損害等につきましては、管理業務の処理上、通常避けることができない不可抗力により生じたものである場合を除いては、指定管理者側のほうで賠償しなければならないという協定になってございます。

以上です。

多田参事

パークゴルフ場の関係でございしますけれども、市内のほかのパークゴルフ場で人数を把握しているところもございしますし、グリーンズとして利用の状況について今後把握すべく指導してまいりたいというふうに思っております。

委員長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございせんか。

木下

それでは、2件ほど質問します。

164ページと165ページ、農業振興費の中で農業振興補償融資原資貸付金2,377万6,950円の内訳、件数と利率が幾らで貸しているのかをお伺いいたします。もう一点は、先ほど清水委員が言われましたけれども、グリーンズの貸付金3,580万円、この利率は幾らで貸しているのですか、お聞きします。この2点です。まず、グリーンズの貸付金の関係でございします。先ほど言った3,580万円の利率につきましては0.43パーセントでございします。23年度の短期貸付金利率の平均金利を使っているところでございします。

以上でございします。

山本主査

農業振興補償融資に係ります内訳でございしますけれども、利率につきましては1.5パーセントでございします。23年度におきまして貸し付けが実行されましたのは14件、全て農機具の購入に対する貸し付けとなっております。

以上です。

委員長

答弁が終わりました。

井 上

ほかに質疑ございませんか。

自民党から民主党政権になって、農業政策で大きく変わったのは土地政策なのです。小沢一郎さんが幹事長るとき、土地改良事業64パーセントぐらい、数千億円ぶった切ったのです。それで、土地改良事業がボディーブローのようにきいてきているのだなと思って今聞いていたのだけれども、167ページ、道営土地改良事業負担金にかかわることだと思うのだけれども、先ほど若山部長が不用額の説明の中で99万円だか改良事業の関係で、土地改良事業というのは大きなくくりで今までやっていたわけです、20億円、30億円の。それを道の政策で、いわゆる10億円以下に規模的に押さえられてきたわけです。ずっと、今江部乙からやってきている中で大くくりの中でやってきたのだけれども、金がないと、そういう先ほど言ったような背景があると思うのだけれども、それで10億円以下にそれを押さえられてきたわけです。それがわかったのはおとしぐらいからなのだけれども、それによって今地区が何地区か、8地区ぐらいになっているかな、それを順番にやってきているわけです。先ほどの説明聞いたら、そのやってきている順番が今度狂ってくるのです。もうちょっと詳しく説明してほしいのだけれども、その影響はどういうところに出てくるのか。順番が狂ってきたら、みんな高齢化して、今までやろうとしていた人でさえやれなくなってくるのだ。だから、その辺のそれをどういうふうに、23年度で先ほどの数字が出たのだけれども、影響が出てきているのか。そして、住民に対する周知はどういうふうになってきているのか、その中身はまたどういう影響が出てきているのか、ちょっと気になったものですから、それをお伺いしたいのと、もう一つは、東滝川、個別の話をする、東滝川なんかも順番がたしか24年ぐらいになっていたと思うのだけれども、それがまた下がってくるのかということです。それで、その次、167ページの下、農地・水・環境の関係で、3,236万円の関係なのだけれども、これも国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1、そのうちの3,200万円なのです。その関係で、当時いわゆる4分の1の交付税算入をやるということだったわけです。その交付税算入が全額交付税算入にすることだったのだけれども、これは高橋総括理事、みんなわかっていると思うけれども、これが実際にその考え方がずっと踏襲されてきているのか、自民党から民主党になって。だから、その辺のことについてどういうふうに財政のほうで考えているのか、捉えているのか。これは、非常に微妙な問題なのだけれども、そして今新しくことしから変わってきたわけです。この制度が75パーセント引き継がれるようになったのです。その辺の関係もあるものだから、どういうふうに捉えているか、財政の考え方。その2つを伺います。

北野室長

土地改良事業の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、99万円の不用額ということで、全額執行しなかったわけですが、このプロジェクト支援交付金につきましては、空知土地改良区が事業主体となっております道営土地改良事業、これの計画樹立のために換地処分をする部分について、その計画の策定をするための費用について国からの補助を受けられるものでございます。一旦滝川市のほうに99万円入りまして、実施した空知土地改良区に99万円が入るというふうなシステムになっているのですけれども、ご承知のように1地区の土地改良事業の事業費が二十数億とかなり大きなものに各地区となっております。それで、北海道全体でもかなり多い事業費が見込まれているものですから、国からの割り当てられます補助金につきましてはこの

額がほとんど変わっていなかったり下がってきているものですから、なるべく早く着工できるように1地区当たりの事業費を少なくして、早く事業採択を進めるということで10億円以下でやりましょうということで北海道のほうで指導を受けております。その結果、滝川市のほうでは平成20年からこの土地改良事業を進められておりますけれども、当初6地区で予定してございましたけれども、今現在この10億円以下にするというふうな指導のもと、結果的には14地区に現在なっております。この14地区につきまして当初6地区の順番を、事業主体である空知土地改良区のほうで決めておりますけれども、その1地区当たりの地区数がかかなり細分化されたものですから、採択年度がかかなりずれ込んできているというのが現状であります。予算のほうにつきましても平成23年の予算もかなり国からのが少なかったのですけれども、国の4次補正の関係でかなり復活してきている状態であります。今後につきましては、1地区1地区計画どおり事業採択を受けて事業を進めていくということで空知土地改良区と協議をしております。

東滝川の順番ということなのですが、東滝川地区につきましても当初1地区でしたけれども、3地区に分割する予定であります。早い地区で平成27年からの事業予定、次に早いのが30年、次の地区は33年の始まりというふうな予定で、空知土地改良区で事業予定を組んでおります。

以上です。

高橋課長

農地・水・環境保全の事業の部分の交付税算入のご質問でございますけれども、当初から普通交付税で50パーセント、それから特別交付税で残りの分の70パーセントということで措置をされているという形になっているようですが、現状としては普通交付税で25パーセント措置をされておりまして、その残り部分については50パーセントが特別交付税で措置をされているという状況になっておりまして、当初から100パーセント交付税措置をされているということではないということでございます。

以上でございます。

井 上

どうもこの数字がころころ変わるというか、財政課が悪いとかそういうことではないのだけれども、それでこれについてはいろいろあるのだけれども、ちょっと先ほどの北野室長が言った27年、33年と、そんな話いつ出たの。それ、みんな知っているのですか、地元の人は。

北野室長

この計画につきましては空知土地改良区がやっております、理事会等で決定されております。

(何事か言う声あり)

北野室長

日にちは、ちょっと詳しいのはわかりませんが、この10億円分割という話が出てすぐ予定を組みかえましたので、例えば江部乙西南地区であれば西南地区のほうにおろしております。そのほかのことについては、ちょっと詳しいことは聞き及んでおりません。

井 上

行政というのは、そこに必要になってくるのだ。地元にとっては、土地改良区がやっているから私たちはわかりませんでは済まないのです。ここに行政の温かい目がなかったら、そういう順番で、やっぱりみんな同じテーブルにはのらなければいけないです。これは行政からもいろいろ言う必要があるのです。担当に任せている話ではないのです。24年、25年の話を僕は聞いているけれども、27年から33年といたらもう我々もどこか行っているかもしれない。そういう

ことなのです。だから、やっぱり結局細分化するなら細分化したような順番のつけ方というのがあるはずなのです。黙っていたら一番最後、もうそれこそ何もできなくなったときにそういう補助金制度がありますと言われると現実ではできなくなるのです。ちょっとその辺やっぱりアドバイスするなりなんなり、それが農業行政ではないですか。考えを伺います。

若山部長

委員さんのおっしゃるとおりでございます。それで、いかんせん国の予算がここまで削減されるということは当初一向に考えていなかったところでございましてけれども、こういう形で削減ということで、これは滝川だけの問題ではなくて、北海道、ひいてはオールジャパンの問題だという形でいろんなところを通じて予算の確保ということは行動していつているというところでございます。また、空知土地改良区が事業主体でございますけれども、市のほうでもそこら辺はきちとした中で対応していきたいと思っておりますので、これまでもいろんな形で地元の意見等をこうだということで、土地改良区とのやりとりは現実にはやっています。その中で、やはり事業主体と事業主体でないというところもありますけれども、市もそこら辺を、地元これだけ伸びたら、先ほど委員さんもおっしゃったとおり、もうお年寄りの方はできないというようなことも言っている方もいらっしゃる、そういうことの意見も十分に反映させながらやっていつているところでございますけれども、いかんせんやはり国の予算、それとやっぱり多いところの地区割りということで少しでも手をつけていくということで区画割りして、これからは例えば1年に1地区ではなくて2地区でどうなのだから、そういう形でも意見を言っていますし、進めていきたいなということを思っておりますので、行政として知らんぷりしているというような態度はしないということしていきたいと思えます。

以上です。

委員長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

大谷

菜種の生産振興について伺いますが、これでいうと165ページ、前のほうのいうと14ページなのですけれども、以前に菜の花ドレッシング、オイル等、ちょっと高い等のお話があったのですが、地元で搾油できなくて、よそに外注しているのだから高いというようなことはちょっと聞いたのですが、これは地元で搾油できるようになったのですね、これから見ると。そして、菜種の油かすの肥料登録についてもこれが完了して販売が開始された。その販売も23年度からしたということによろしいのか。そして、23年度の販売の状況がどうであったのか。それから、販売活動なのですけれども、それはもし安くなったとしたら、もっと状況がよくなっていると思うのだけれども、それらについての価格などに変動というか変化があつて、たくさん売れるような状況になったのかどうか。ちょっと具体的なお話なのですが。

それと、事務概要の119ページのタマネギの生産出荷状況について聞きたいのですけれども、農業振興公社がタマネギをたくさん扱っていたのですが、あれがなくなって、この出荷状況に多分変化があるのだろうなと思うのですが、どのように変化しているのか。それから、生産量に対して共同販売量が100トンぐらい少ないのですが、そういった生産量の共同販売以外はどういうような販路になっているのか。それから、滝たま等ちょっと傷んでいるというか、品質の余り優秀でないタマネギについてはどこかで取り扱いをしてくれているものな

のかどうか伺います。

新井室長 私のほうから菜種の関係なのですけれども、菜種の関係については市から菜種の協議会のほうに助成をしているという関係で、そちらのほうから情報が入ってきているということになります。まずドレッシングについては今現在製造していないと。油については、直接搾油をして販売していると。価格的に大きな変動は今のところございません。それと、昨年度テレビ番組で取り上げたこともあって、菜種のソース、タマネギを使ったソースについてはかなり売れたということで聞いてございます。「知っとこ」という番組ですけれども、それに取り上げられてかなり売れたということでございます。それから、販売活動については、JAの特産部と協議会、それから菜種生産組合、こういったところがタイアップしながら現在も進められておりますし、各種イベントのほうにも出ていっているという状況でございます。それと、菜種の肥料については、昨年度から販売を開始したというところでございます。これについては、菜の花館のほうで売っているというところでございます。

阪本副主幹 以上です。

タマネギにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

タマネギにつきましては、農業開発公社がなくなりましてから農協が系統などを通じまして同じ販売量の確保をしているということで聞いております。そして、共同販売と生産量が合わない部分については、共同で販売しないで個人で販売されている方も中にはいらっしゃいますので、その分の差だと思っています。

以上でございます。

大 谷 菜の花ドレッシングはもうつくっていないのですね、今聞いてよくわからなかったのだけれども。販売促進活動はイベント等ではしているのだけれども、あともっと積極的な販売努力というのはどのようにされているのですか。

若山部長 菜種油に関しましては、JAの販売部でやっているわけでございますけれども、1つにはインターネット等で販売できると。それと、単品ではなくて、菜種の油と、それとオニオンソースと、あと白鵬米とセットにして売っているのですとか、そういうような努力の中で、あと現物では菜の花館で売っていたりというような形で販売しているということで私たちも承知しているところでございます。

委 員 長 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長 では、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 以上で、農林業費の質疑を終結いたします。

この辺で入れかえ休憩ということで、10分間休憩いたします。

休 憩 13:42

再 開 13:51

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

土木費、災害復旧費

委 員 長 土木費、災害復旧費を一括して説明を求めます。

大平部長 (土木費、災害復旧費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

木 下 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

千葉副主幹 私のほうから1件だけです。180と181ページの中で土木費、道路橋りょう費、道路維持費、除雪・排雪対策に要した経費の中のうち除雪用車両購入費2,908万5,000円の内訳の中で車両別の内訳と何台購入したのかをお聞きたいします。

千葉副主幹 昨年度2,900万円の除雪用車両購入費ですが、除雪専用トラック1台を購入しております。今の保有台数も答えたほうがよろしいでしょうか。

（「購入台数」と言う声あり）

千葉副主幹 1台です。

木 下 以上です。

千葉副主幹 済みませんけれども、何台保有しているのか。トラック別、グレーダーとかそういうものをちょっとわかたら簡単に教えてください。

千葉副主幹 今の市保有の除雪用車両の台数でございます。ロータリー車15台、15台の内訳、大型ロータリーが3台、小型ロータリーが12台、グレーダーが1台、ドーザーが3台、除雪専用トラックが8台、計27台となっております。

委員長 以上です。

清 水 答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

まず、187ページで備考欄、交通バリアフリー化促進事業に要した経費、滝川駅のエレベーターほかバリアフリーの関係ですが、この効果、つまり足の悪い方、高齢者等はどれぐらい便利になったのか。これは、感覚的には非常にわかることなのですが、もっと専門的な把握の仕方でのどのように把握をされているのかお伺いしたいと思います。

2点目、189ページで公園緑地造成費です。このうち公園施設改築実施設計業務委託料829万5,000円、これについて伺いますけれども、これは24年度予算で実際の工事は3,000万円の予算がついているのです。そうすると、3,000万円の工事のために829万円の設計費がかかったと。割り返すと27.7パーセントで、ちょっと感覚的には高いなと思うのです。いろんな比較があると思うのですけれども、一般住宅だったら3万円とか、建物だったら5パーセント、10パーセント、高くても10パーセント前半、2割超える設計費というのは非常に特殊な例だと思うのです。ということで、感覚的には高いのですけれども、内訳でお聞きをしたいと。設計料だとか管理料、いわゆる直接的な人件費、そして技術料、大きく分ければそういったことになると思うのですが、主な内訳についてどうしてこういう金額になるのかということでお伺いしたいと思います。

193ページで、ここで住宅リフォーム助成が出るのです。住宅改修助成金というような表現をされておりましたので、そのことについてなのですが、この手続、申請で取り扱い業者が建設業許可を受けていないと対象にならないというのが滝川市の特徴です。岩見沢市は、建設業許可を必要としないということです。なぜ建設業許可が必要なのかと。他の町では許可を必要としていないということでは、例えば、実質的になくても十分なのではないかと。しかも、金額の小さい申請が結構あると思うのです。50万円とか、そういう工事というのは、小さい工事や建設業許可を持っていない業者が実際にやるということからいえば、これについては見直しも含めた検討が必要ではないのかなというように思いますが、お考えを伺いたいと思います。

4点目は179ページで、これはちょっと通告はしていませんので、道路の破損等で自動車が壊れた、人がけがをしたということで、損害賠償の専決処分が毎年のようにされるわけですが、こういった道路の維持管理にかかわる利用者の方の損害というのは、それは当然あるわけで、そこでお聞きをしますが、けがや損害を受けたという苦情を受けたときに、最終的に損害賠償に至る事例と至らない事例があると思うのです。損害賠償に至る場合というのは、こういう場合市は損害賠償してくれるのだと、市は保険に入っているのだと。別に保険に入っていないなくても民法上で請求できるのだという知識があれば、それはちょっと補償してほしいのだとなるし、知識がなければ、そういった方向に進まないということもあると思うのです。そこで、損害苦情を市がそういう連絡、相談を受けたときに、そういうことを知らないがために損害賠償の補償に至らないということがないのかと。もしそういったことがあるのであれば、公平にそういうことも相手に伝えるということが必要ではないかというふうに思いますが、お考えを伺います。

以上です。

委員長
千葉室長

今4点ありましたけれども、答弁求めます。

1点目の駅舎のバリアフリーの関係でございますけれども、専門的効果ということについては特段私どものほうでは調べてはおりません。ただ、やはり非常に便利になったと、使いやすくなったという声は非常に多く聞かれますし、実際出張等で利用するときも高齢者の方以外にもスーツケース等重たい荷物を持っている方にも利用いただいているというものもありますし、駅のほうでも非常に喜ばれているというお話を伺っております。

以上です。

近藤主査

清水委員からご質疑のありました都市公園の設計委託料に関することについて回答いたします。

本業務につきましては、市内6カ所の都市公園の遊具を主体とした部分的な改築工事に係る実施設計でありまして、その中身としては測量業務と設計業務で構成されております。設計業務につきましては、直接人件費、金額でいいますと161万円、諸経費164万円、技術経費56万円で、設計額につきましては381万円、測量業務に関しましては直接業務費、これには直接人件費が含まれますが、287万5,000円、それと諸経費が161万円、448万5,000円です。トータル829万5,000円という構成になっております。これの設計業務にかかわりましては、北海道の公園緑地設計業務等委託積算基準及び測量業務積算基準に基づき積算しております。今回の一部改築につきましては、基準設計にかかわりまして遊具等の改築でありますので、その設計価格に対しましては低減をしまして設計を行っております。ご質問の中にありました事業費に対しまして設計業務が高いのではないかとございしますが、今回につきましてはしらかば公園ほか5公園の改築ということになりまして、本年度3,000万円の交付金事業で実施しております。ご指摘のとおり、設計業務829万円に対しまして3,000万円、27パーセント程度の額になるのですが、今回設計する公園、6公園となりますので、単純に6公園の平均で割りますと4.6パーセントという価格になりますので、高いとは考えておりません。なお、基準単価の低減や適正な価格で設計しておりますので、これについてはそのようにご理解いただきたいと思います。

伊藤主幹

住宅リフォーム助成金の関係のご質問にお答えします。

私どもの補助対象要件の中に建設業許可を要するということにしているところですが、岩見沢市は必要ないと。岩見沢の運用についてなのですが、市単独事業として行われていて、住宅のあらゆる改修、あるいは庭の改修、入り口の道路部分の改修とか、そういったものを含めて全部対象にしています。市単独で行って見積書を提出して採択して補助金交付しているという事業の中身で伺っております。滝川市におきましては、社会資本整備総合交付金、この交付金事業として取り組んでおります。そのため、滝川市の住宅改修につきましては、対象事業としまして耐震改修あるいはバリアフリー改修、省エネ改修、それと耐久性向上改修ということで、国の住宅補助減税の対象事業、整備基準があるのですが、それに準拠しまして私どもも工事対象を絞って運用させていただいているところです。条例の中にも補助対象、市内業者で建設業の許可を受けているものを対象とするとうたっておりますが、補助採択におきましても建設業の許可を受けた者を補助対象要件として入れておまして、事業の確実性を担保させていただいているということで運用させていただいております。

以上です。

深瀬課長

道路上の事故で損害賠償の制度があることを市民に周知すべきではないかというお尋ねかと思います。損害賠償につきましては、道路だけでなく市の全施設、さらには民間の施設、個人が管理する物件につきましても賠償すべき損害があれば、それにつきましては請求が可能です。とりわけ道路の賠償制度だけを周知するということは考えてございません。さらに、対応につきましては、個別のケースについて当事者間で交渉しております。こういったことを周知、広報することによりまして、申し出たら全てのケースにおいて賠償が受けられるというふうに誤解を与えるという可能性につながりかねないこともございまして、市民の皆様に積極的に周知、広報することは現在のところ考えておりません。

以上です。

清 水

まず、公園で4.6パーセントというのは、何割る何で4.6なのか、具体的に伺います。

住宅リフォーム助成については、社会資本整備総合交付金、これでその国の要綱の中に建設業許可事業者の工事でないとかだめだと、これが明確にうたわれているのかどうか確認をいたします。

道路でのけが、損害については、別に市民に周知とかそういう物言いをしているのではなくて、人によって同じように、例えばくぼみがあって転んで腕を折りましたと来ますよね。申しわけなかったですねと言って丁重に謝罪をして、謝ってくればいいのですよという場合と、とんでもない、補償してもらわなければだめだという場合と2つあると。職員の方は、そういえば去年こういう事例があったなと、似たようなものだから、これも対象になるなと思いながらあえて言わないと。そこを、そういうような、要するに日常的な話で私は職員の方の対応を求めているわけで、そんな周知をしろとか、全然私はそんなことを求めていません。それと、もっと言えば、そういう法律だからとなったら、もう行政サービスであろうが何だろうが、みんなその法律を知っている者が勝ちで、あなた知らないだけでしょと、私は何の責任もありませんよという話になってしまうけれども、これは市のサービスですから、市のサービスにおいて

はできる範囲でお伝えをするという程度のことを私は言っているということで、課長の言われたことは言われたことで、それはそれでよくわかることです。ということで、もう一度お伺いしたいと思います。

以上です。

深瀬課長

ちょっと質問の趣旨の捉まえ方が違ったようでございますけれども、これにつきましては先ほども申し上げたのですけれども、個別のケースでの交渉事でございます。例えば極端な例でございますけれども、道路に3メートルの陥没があったと。それは道路管理者に責任があるのかないのかということになれば、当然道路管理者に責任があつて、それは損害賠償の趣旨になるということは相手方もおわかりでしょうし、当然私どもからもそういった制度があるので、過失割合をというふうな話になろうかと思ひますけれども、例えば小さな段差ですとか、そういったものの場合は、そういったものを提示することによって交渉が起きてくるわけです。そういった部分に関して積極的に市のほうからこういったこともあるのですけれども、交渉を始めますかということにはなかなか事務手続上難しいかと。極端な例で言えば、当然そういった制度があることは当事者の方に周知しまして、それから交渉に入りたいというようなことは考えてございます。

以上です。

伊藤主幹

リフォーム助成金の関係で社会資本整備総合交付金の中にそういう必須要件として建設業の許可を受けている業者が施工しなければいけない項目があるかということであれば、これはありません。つけ足しで言わせていただければ、そういうことで対象工事を絞らせていただいて、事業の内容的には高度な内容を含んだものになっております。その事業の実効性、確実性を求めるということで、私どもでは審査におきましても申請書類において見積もりも非常に吟味させていただいておりますし、施工内容についても全て審査させていただいて完了検査を行って、それで確実な事業の実行をしているということで、その内容も含めて道のほうがこの交付金の採択窓口になっておりますけれども、そちらのほうにもそういう内容で認めていただいて事業を運営してきているということでございます。

近藤主査

実施設計費829万5,000円でございますが、これは1業務の発注価格帯でございます、その中に先ほどもご説明しましたが、6公園の設計と測量が入っています。これに對しまして3,000万円事業費が、単純に割り返しますと27パーセントという形になるのですが、それを6で割りますと4パーセントということになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

清水

住宅リフォーム助成なのですが、これ1点だけお伺いをしたいと思ひますが、例えば明らかに建築基準法の建設年度で耐震性があるということがわかっているものをバリアフリー工事をすると。そうすると、極端なことを言えば普通の大工さんで十分だと、あるいは断熱工事であればサッシ屋さんで十分だと。耐震性の判断をする必要ないわけだから、明らかにそんな複雑な診断だとかというのは必要ないわけです。そういう場合だと建設業許可は必要ないなというふうに思うのです。社会資本整備総合交付金だからという話になったら、今全部それになりましたから、交付金は。そうなったら、本当にほかに土木建設にかかわるものについては全部建設業許可がないと交付金使えないというふうになっているのかという、そのあたりの整合性はどうかののでしょうか。

伊藤主幹

もちろん全て建設業の許可を受けていない者が工事の中からオフリミットされるという話ではございません。ただ、私どもでやっている住宅改修、今簡単な内容のことではないかという、耐震改修も必要ないのであれば簡単な内容ではないかというお話だったのですけれども、例えば先ほども申しましたけれども、国の住宅改修ローン減税というのがございます。その採択基準というのは、住宅性能評価基準というのがございまして、その中の等級の中のある部分、例えば2等級であれば2等級満たすものでなければいけないという基準があります。その基準というのは結構複雑なものでありまして、例えば住宅改修の中のバリアフリーだけとって8項目、9項目、それを満たして初めてバリアフリー改修として認められる、あるいは省エネ改修、これにつきましても例えば窓だけではなくて、これは私ども省エネで窓だけ取りかえるというのは認めておりません。建物全体として省エネ化を図って初めて対象工事とすることが出来ます。その省エネにする場合の基準につきましても8項目、9項目、かなり細かい内容で、しかも熱の損失係数であるとか、そういったものまで全部網羅して初めて申請が通るという中身でございます。本当にそんな簡単なものではございません。それを平成22年度108件、23年度において77件、今年度におきましても昨年と同様程度の申請がありますけれども、その中身を全部その基準に合わせていただく形で申請いただいて、審査して初めて事業を通して採択して補助金を交付している事業ということでございます。それほど単純に簡単にできる内容ではないということで、建設業許可という条件を出していただいて事業の確実性、実効性を担保させていただいているところです。

清水

もう一度だけ伺いますけれども、例えば難しい内容ではないとしても、建設業許可をとっていない1級建築士とか、そういう人がいますよね。要するに難しいことでもわかる人ならいいということでは、実態でやればいいのかないですか。難しい、難しいと、建設業許可イコール難しいことがわかるという、そんな単純な世界ではなくて、いろんな資格を持った方いらっしゃるわけですから、そこは何か建設業許可を持っていない人は全部わからないのですと。一番適正な基準というのは建設業許可を持っているのですというような、ちょっと説得力がないなと思うのですけれども、要するに小さな業者、小さい工事、お客さんがこれをやってほしいと言うと、うちは建設業許可をとっていないからこの制度は使えないという事例をたくさん聞いているので、こういう質疑をしているということです。難しい内容があるので、建設業許可が必要というのは私は説得力ないと思います。先ほど挙げた例なんかを踏まえながらご答弁をいただきたいと思います。

伊藤主幹

住宅改修の関係なのですけれども、確かに事業の確実性が担保できればそれでいいわけですから、確かに技術力があればできないことはないというのは確かだと思います。私どもがあえて建設業の許可を持たないものを絶対排除しなければいけないと、そういうものでもないというのはもうわかっているところです。

今回私どもがこの事業を計画する段階で考えたことを正直に言いますと、1つはやっぱり内容的には先ほどから説明しているとおり、複雑な申請内容、申請行為を伴うということはどうしても必要になるということがあります。その中で年間100件近い物件を審査しながら管理していかなければいけない。実際に確かに技術力を持った方もおられるでしょうけれども、全く何もわからない、書

類がなかなか書けないという方も結構おられるというのは想定しておりました。そういった方々まで全部指導しながら、指導という部分も私どもの業務の中の一つにあるかもしれませんが、それを全部網羅しながら事業を運営していくのは非常に大変であるというのは正直思って考えていたところです。

委員長

私ども、この業務を自前でやることもなかなか通常業務の中にこの事業を組みましたので難しいということもありまして、委託業務として実際やっていただいております。そういうこともあって、やはり事業を円滑に運営させていただくという中身、前提に基づいて建設業の許可を受けた業者の方を対象にしたいということで、この事業にすき込ませていただいて今運営しているところです。

答弁が終わりました。

大谷

ほかに質疑ございませんか。

先ほど木下委員の除雪用トラックの車両、27台ということで伺いました。それで、そのほかにこの事務概要131ページのほうにあるのですが、6番の除排雪対策事業委託に賃貸借契約という部分があります。ですから、この27台のほかはどこから除雪用車両を借りているのですよね。その借り先、それから何台ぐらい借りて、市全体として何台ぐらいで動いているものなのかお聞きいたします。

以上です。

千葉副主幹

賃借料ということのご質問にお答えいたします。

賃貸借契約でございますが、この項目に関して雪捨て場の雪割りの機械を賃借しております。賃借している中身としましては、ブル、ユンボ、ショベルという形で賃借して雪割りを実施しております。この中身では、普通の除雪の委託の賃借しているショベルだとかは入っておりません。

以上でございます。

深瀬課長

補足させていただきますけれども、市の所有の除雪車両でございますね。それは、受けた業者に貸しているという状況でございます。足りない分につきましては、委託料の中に借り上げ料含めて予算化してございます。ただし、申しわけございませんけれども、今委託料の中に民間の借り上げの台数を何台含めているかということとはちょっとわかりませんので、発注の形式としてはそういうふうになっているということでご理解いただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

井上

先ほどから清水委員が言っている住宅改修なのだけれども、これはすごくみんな努力したと思う。ということは、一番最初のときには150件ぐらい予定していたのだけれども、15件ぐらいだったのです。それで、私は議会でもこれを指摘した。新政会でもこの話をして、100万円から50万円まで下げたわけです。そして、土木課のほうも一生懸命PRして、広報にも何回も入ってきたりしてすごく努力したから、次の年108件といったか。私、よくやったと思うのだけれども、それで清水さんの質問になってきたと思うのだけれども、やっぱりみんながやりたいという価格になってきたから。それで件数的に77件なのだけれども、ちょっと経過的に最初からの予算、決算、それから件数、もう少し詳しく教えていただきたい。というのは、やっぱりこの制度というのは、どこの地域でもすごく好まれている制度で、その土地、土地によって結構違うようなのです。だから、もしそういうことで緩和するところがあるのだったら緩和したほうがいいと思う。そして、この制度がどの程度まで続いていくのか。そして、今住宅

にかかわるいろんな制度が出てきているものだから、それとの競合性の問題もいろいろあるのです。ちょっと経過だけ件数、そして予算に対してどれぐらい使われてきたかと。これも先ほどのまちづくり1パーセント事業と同じで、残すことに意義があるのではなく、使い切って、町の活性化のために使わなければならない。

伊藤主幹

経過説明からさせていただきます。事業開始は21年の8月ということになります。年度途中からの開始ということもありまして、補助金額、予算額につきましては1,000万円弱程度を積ませていただきまして、実際は申請18件ありましたが、交付できたのが15件、補助金額が24万8,000円という結果でした。22年度以降110件程度の申請があつて、補助金額にして3,200万円程度の事業ということで想定して予算を組んでおります。3,200万円ということで予算組んでおりまして、22年度実績でいいますと交付107件、補助金額2,982万9,000円という結果になりました。ほぼ当初の見込みどおりの結果だなということで、23年につきましても同様に110件程度、3,200万円の予算を組んで事業運営を行いまして、平成23年につきましては交付が77件、補助金額で2,635万3,000円ということで、申請件数は22年、2年目よりかなり落ちましたけれども、補助金額の交付ベースでいきますと、落ち込んではいるのですけれども、それでも申請件数よりはそれほど落ち込みが目立たなかった。1件当たりの交付金額が上がっているというような状況になります。平成24年につきましては全く同様に、昨年ベースの77件と同様のベースで今申請が上がってきております。補助金額ベースでの支給について考えましても、昨年よりもさらにこれはベースが上がっているというような状況で考えております。制度設計したときに、1つは住宅改修というのは毎年毎年相当な件数が行われているというのは把握しておりましたので、その中で実は市外からの業者がかなり入り込んでやってきているという実態も把握しておりましたので、できればこういう経済不況の折りですので、市内の業者の中で住宅改修部分についても囲い込めたら効果があるのではないかという想定のもとに行っておりますけれども、その効果はかなり大分上がってきておりまして、地元の工務店の方たちもぜひ継続していただきたいというような意見もいただいている状況です。

以上です。

井 上

最初のころから見るとすごくよくなってきたと思う。

それで、さっきちょっとよくわからなかったので、省エネの関係で何かこれ利点があるのか。省エネ改修というか、またその内容だとか、あるいは今耐震は20パーセントでしょう、普通は10パーセントでしょう、だから省エネで何パーセントになるのか、その辺もう少し詳しく教えてください。

それと、その補助金の総合支援事業というか、これはいつまで続くのか伺います。

伊藤主幹

まずは、住宅の省エネ改修につきましては、個別ではなくて建物全体を断熱化するという事業をしていただいて、初めて補助対象になるということで、壁の断熱、屋根の断熱、開口部の断熱、床下からの断熱、全てをクリアしていただいて所要の基準を満たした場合に該当になるというような事業で組んでおります。補助率につきましては10パーセント、耐震改修だけ20パーセントということで、補助限度額も一般100万円、中心市街地、子育て世帯については120万円ということで引き上げさせていただいております。通常の補助金交付率は10パ

ーセントということで、中心市街地、子育て世帯12パーセントということで運用させていただいております。

それと、社会資本整備総合交付金の関係ですけれども、地域住宅計画、北海道が定める計画なのですけれども、ここの中に記載してこの事業を運営させていただいております。これにつきましては、私どもが3年間ちょっと継続してきておりますけれども、滝川市がこれを継続したいということであれば、それは無理なく継続できるということで考えております。

委員長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

副委員長

維持管理についてお尋ねをいたします。道路にしても橋にしても公営住宅の維持管理もあると思うのですが、これは当然道路なんかでは交通量の多いとかいろいろな条件もあるのでしょうか、大まかにこういう感じのスパンで、期間で計画を立てているというようなことがありましたらお示してください。

尾崎副主幹

ただいまのご質問でございますが、道路、橋梁等の維持管理でございますけれども、スパンということになりますと、例えば橋梁でございますとコンクリートとかの道路構造物でございますので、一般的には50年というような耐用年数でございます。ただ、50年よりもつものもございますし、何らかの原因で30年しかもたないという場合もございますが、それについては現在橋梁については長寿命化の調査をしまして長寿命化の計画を立てておりますし、例えば公園につきましてもそのような調査をかけてやっております。ですので、一概に何年というのはなくて、調査をかけて悪いものは当然改築、更新をしていくと。当然日常の点検を常にやっておりますし、長期に見たそのような長寿命化の計画なんかも同時にやっておりますので、そういうような形で何年という具体的な、道路、公園、橋梁についても何年というのはございません。全て長いスパンで考えながら計画を立てているということでございます。

伊藤主幹

公営住宅に関しましては、平成22年に滝川市公営住宅等長寿命化計画というのを定めて今実行してきているところです。その中で耐用年数につきましては、通常屋根10年以上、外壁15年あるいは給排水管20年といったようなものを目安にして改修工事を行うというようなことで、今公営住宅の中耐を中心に改修事業を行い始めたところでございます。あくまでも目安でありまして、例えば給排水管、今の新しい材料を使えば耐用年数はぐっと長もちするようになるというようなことでございます。

以上です。

副委員長

コンクリートの橋だったら一般的に50年から60年と言われてますよね。総務省からこの間発表があったと思いますけれども、これはちゃんと維持管理をすると約倍の100年ぐらいもつのでないかと、こういうふうにされて、総事業費も恐らく4割近くは安くなると、その長寿命化によって。そういうことを今後は進めていかなければならないのでないかなというふうには私は感じました。

もう一点、公住なのですが、一番やっぱり住まわれている市民の方が要望するのは、なかなか雪が落ちなくなって、やっぱりトタンが古くなってということだと思うのですが、そういう意味では10年というのは理想的な年数なのですか。何かもう少し早めてやったほうが、要するにいろいろなかかる経費も安くなって延びるとかという、そういう感じはないのでしょうか伺います。

伊藤主幹

屋根の種類につきましても、陸屋根であつたり流れ屋根であつたりといろいろ

あります。トタンの屋根であれば、通常塗装は10年もつということで考えてやっております。実際10年ぐらいはまず大丈夫で、ころ合いを見計らいながら低層のブロック平家建て住宅などは順次屋根の塗装工事を行ってきているところ
です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で土木費、災害復旧費の質疑を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 14:42